



# 鳥取県公報

平成 20 年 11 月 11 日(火)  
第 8 0 4 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 (730) (耕地課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (731~733) (森林保全課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (734) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (735) (〃) . . . . . 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (20) (教育総務課) . . . . . 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第730号

鳥取市福部町高江131安田豊実ほか22人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業高江地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び規約の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成20年11月11日から同年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第731号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一1022、1088、1095の1、1095の3から1095の6まで、字清見1110、1113の1、1113の9、字塚向1115、1121
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第732号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字埴師字後谷口85、85の1、字後谷89の18、89の19、大字西宇塚字瓜屋403、418の1から418の3まで、字岡城谷平843、大字市瀬字下ノ谷2880、2881、2881の1、2881の2
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西野字ツルギ345の7
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西野字尾見谷1296
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第733号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字俵原字菅原290の2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字吉田字四反畑634、635、字水引谷698の1、706の1、大字東小鹿字鳥屋谷211から214まで、218の2、219から229まで、230の1、230の2、231、字河原平467、468、470の1、470の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡三朝町大字西尾字松葉ヶ成351、352、352の1から352の5まで、東小鹿字小鹿田平1410の1、1410の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人やず 理事長 山根 英明	八頭郡八頭町 宮谷123	介護老人保健施設すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	平成20年10月 1日

#### 鳥取県告示第735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人やず 理事長 山根 英明	八頭郡八頭町 宮谷123	介護老人保健施設すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	平成20年10月 1日

## 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第20号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成20年11月11日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成20年11月14日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題

- (1) 平成20年度末公立学校教職員人事異動方針について  
 (2) その他

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について  
 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年9月9日付鳥取県告示第619号）の内容  
 （告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

神庭 信夫	西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝956の1
松本 達則	〃
〃	西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝957の1
松本 源一	西伯郡伯耆町大内字榎水高原1071の3
内藤 久	西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平321の1
井上 博	〃
吉田 守	〃
田村 吉隆	〃
内藤喜美子	〃
長山村	西伯郡伯耆町長山字後山口北平648の2
溝口宿	〃
大江村	〃
大倉村	西伯郡伯耆町大倉字後平470の1
権代 衆重	西伯郡伯耆町大倉字道免ヒナ平302の1
西吉 たか	西伯郡伯耆町富江字清水田平645
松原清三郎	西伯郡伯耆町白水字樋ヶ谷平75の2
〃	西伯郡伯耆町白水字樋ヶ谷平75の7

松原 雅教	西伯郡伯耆町白水字蛇ヶ谷415
益田梅治郎	西伯郡伯耆町大坂字仏滝239
森谷 好夫	西伯郡伯耆町父原字東澁谷319の 9
辰巳 信夫	〃
中村 美正	〃
森谷 喜好	〃
森谷 益一	〃
三刀谷赫朗	〃
沢田 英明	西伯郡伯耆町三部字勘部上ミ割谷ノ五879の 2
田辺 増蔵	西伯郡伯耆町焼杉字焼杉山東472の24
船越 定男	〃
中田みよ子	西伯郡伯耆町二部字堂ノ谷ノ二82の 2
中村永次郎	西伯郡伯耆町福岡字ヌクユ3958の 4
池田恵十郎	西伯郡伯耆町福岡字道下タ3808
須村 穆	西伯郡伯耆町福岡字鉦場4029の 5
河内 勝子	西伯郡伯耆町上野字カマ谷106の 7
権代 忠敏	西伯郡伯耆町上野字日垣谷115の35

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課